



スローガン (案) 未来へ向かって 新たな挑戦!!

第32回定期大会 議案書(案) 職場討議資料

本部は、7月5日・6日の両日、松山市の道後館において「第32回定期大会」を開催し、昨年の定期大会以降の総括と向こう一年間の運動方針を決定します。職場討議資料を活用した、代議員各位の真摯な討議を要請します。

一般経過報告

安全・安定輸送に向けた取り組みについて

1 安全・安定輸送の確立について

JR四国労組は、「安全・安定輸送の確立」が全てに優先すること、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを認識し、基本動作の意義や必要性の浸透・徹底を図るとともに、「ヒューマンエラー」は結果であり原因ではない」との理念に基づいて取り組みを強化してきました。

その上で、会社の安全への取り組みが現場実態を踏まえたものになっているか、チェック・提言機能を発しながらその重要な役割である「安全の確立」に向け取り組みを強化してきました。

機が防音壁に当たって跳ね返り、車両の窓ガラスを突き破って、お客様に怪我を負わせるといふ事故が発生しました。

さらに、4月15日、阿波半田〜江口間を運転中の普通列車から「補機駆動軸」が落下するといふ事故が発生しました。

「速度計発電機落下事故」及び「補機駆動軸落下事故」は過去にも発生しており、その時の対策が活かされているとは考えられず、一歩間違えれば人命を奪う重大事故につながる恐れのある事象でした。

よって、経営協議会に付議し、原因究明と今後の抜本的対策について回答を求めるとともに、再発防止に向けた具体的な取り組みを要請しました。

また、ワンマン運転の拡大として昨年2月より開始された「地上運賃収受型ワンマン運転」の試行が高松都市圏電車区間で継続されています。この間、ワンマン列車においては、

過去に発生したヒューマンエラーを前提とした安全対策を早急に実施すべきであると会社に訴え続けてきました。

2 安全衛生活動について
「安全衛生委員会」を活用し、労災の発生を自らのことと捉え、活発な議論を通じて実効性ある安全対策を行うよう提言してきました。

(2) JR連合は、連合の役員としての役割を果たすとともに、JRの責任者として全社員の向上を図るため、雇用の安定を前提に、基本賃金の改善と総合的な生活改善を実現するため、統一ベア要求1,000円と定期昇給の確保を求め、JR7単組及びグループ82単組が一丸となって「2013春季生活闘争」に取り組みしました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

賃金引き上げについては、2009年(2009)が掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してきていたが、未だ到達していない状況が踏まえ、目標賃金到達に向けて月例賃金の改善を基本に、平均賃上げ方式で定期昇給の確保と純ベアとして1,000円を要求しました。

6月には「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催し、安全が全てに優先する「安全最優先」の企業風土・安全文化を醸成させるため、労使が互いにやれることとやれないことを整理し、職場第一線で働く組合員の安全・事故防止に関する諸問題の解決、改善に向け徹底した議論を行いました。

2013春季生活闘争をはじめとする労働条件改善の取り組みについて
1 2013春季生活闘争のまとめ

(1) 連合は「2013春季生活闘争基本構想」の基本的な考え方において、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、適正な成果配分を追求し、企業における成長の源泉である「人財」を育てる観点から、「人財」の活用、それによる「付加価値の増大」をはかり、適正な配分を通じて日本全体の成長を図る好循環へとつな

3月12日、2回目の団体交渉において、賃金引き上げについては、「現在のよう状況等を考慮すれば有額回答は難しいが、定期昇給については、可能な限り実施の方向で検討したい」と考えている。この現段階での会社側の考え方が示され、これに対し組合は、日々の「安全・安定輸送」を支え、効率化・経費削減策への協力及び増収施策等に懸命に取り組んでいる組合員とその家族の努力に

「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催し、安全が全てに優先する「安全最優先」の企業風土・安全文化を醸成させるため、労使が互いにやれることとやれないことを整理し、職場第一線で働く組合員の安全・事故防止に関する諸問題の解決、改善に向け徹底した議論を行いました。

(3) JR四国労組は、2月8日に第26回定期本部委員会を開催し、「2013春季生活闘争」方針を決定しました。基本的には、連合、JR連合の方針を基に、定期昇給の確保と賃金の引き上げ、時短、制度改善要求等、総合的な生活改善闘争として取り組みました。

(4) 交渉経過
本部は、2月8日に開催した定期本部委員会において決定された春闘方針に沿って、2月12日、申第9号「社員の賃金引き上げ」、申第10号「時短・制度改善」及び申第11号「エキスパート社員の賃金引き上げ」並びに申第12号「契約社員の

賃金引き上げ」については、2009年(2009)が掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してきていたが、未だ到達していない状況が踏まえ、目標賃金到達に向けて月例賃金の改善を基本に、平均賃上げ方式で定期昇給の確保と純ベアとして1,000円を要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

また、エキスパート社員の賃金引き上げについては「月額基本賃金の3%」、契約社員については「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上」の引き上げを要求しました。

4 職場環境改善の取り組みについて

職場環境改善に向けた取り組みは極めて重要であると認識しており、現行の労使間ルールを踏まえながら、「明るく働きたいのあり職場づくり」に向け取り組んでまいりました。具体的には、定期大会以降の支部・分会大会及び各種集會等で議論された職場諸問題及び福利厚生に関する問題点を集約し、83項目におよぶ問題点の解決に向け取り組んでまいりました。

また、組合はエキスパート社員制度を設立して以降、多様な勤務制度の早期創設を春闘時及び総合労働協約改訂時に会社に申し入れてまいりました。公的年金の報酬比例部分支給年齢の引き上げや、不規則な勤務体系における体力的問題、賃金体系など、「60歳以降の働き方検討委員会」においてまとめられた答申書をもとに改善に取り組むとともに、新たに「労働関係法見直しに関する検討委員会」を設置して、60歳以降の賃金や労働条件等の課題に取り組んでまいりました。

④ 支払方法等 支払方法は、基本賃金と同様に取扱い。と内容でした。

① 勤務成績が著しく不良である場合

② 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められた場合

③ その他、再雇用を行わないことが相当と認められる事由がある場合

この内容で、雇用契約の更新基準については上記と同様でした。

再雇用基準、雇用契約の更新基準、ともに従前どおりの内容であり、組合は今後も希望する組合員の雇用と更新を図るよう求めました。

併せて、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに伴う特例措置として、会社より以下の通り「高年齢調整手当」の提案がありました。

① 支払対象者 エキスパート社員のうち、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの者とする。

② 支払額 月額5,000円とする。

③ 支払対象期間 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達する日の属する月までとする。

④ 支払方法等 支払方法は、基本賃金と同様に取扱い。と内容でした。

本部はこれを受け、支払対象者の範囲や高年齢調整手当の金額等について会社の考え方を求めることも、改正高年齢者雇用安定法への対応も含めた9項目を解明要求としてまとめ、申第7号として会社に申し入れました。

2月21日、2回目の交渉において解明要求に対する会社の考え方が示され、併せて「エキスパート社員の動力車乗務員に対する勤務制度の新設」（以下、短日数勤務制度）についても説明がありました。

これに対し組合は、12月下旬、各支部において意見集約を行うため職場集會を開催し、その意見を「労働関係法見直しに関する検討委員会」において反映させ、具体要求項目を精査し会社に申し入れました。

その後、2月5日の4回目交渉において「高年齢調整手当の増額」、また「保存休暇制度新設」、及び「忌引日数を社員と同一」等、組合の要求に沿った回答が示されました。

本部は業務対策委員会を開催し、短日数勤務制度の他の職種への適用や、エキスパート社員の動力車乗務員に対する一日平均労働時間を短縮した専用行路の作成など、改善が図れなかった項目について

では引き続き改善に向けて取り組んで行くことを確認するとともに、本日提示された内容は、当初提示された高年齢調整手当を増額（当初5,000円提示から10,000円）できたことや、保存休暇制度の新設及び忌引日数を社員と同一にするなどが示されたことから前向きな回答であると判断し、同日妥結しました。

② 運転士登用を前提とした契約社員車掌の導入について

2月15日の経営協議会において、会社より、「当社を取り巻く環境や社員の年齢構造の課題から、さらに効率的な列車運行体制の構築が求められている。このような状況の下、運転士においては運転士候補生である車掌の数が減少する中、需要の安定と資質の維持が課題となる。そこで、運転士の需給安定を図るために、運転士登用を前提とした契約社員車掌を導入する。」との説明がありました。

これに対し組合は、「なぜ社員として採用しないのか。」「中長期的な運転士の要員計画を不ふべきである。」等について会社の考え方を求めました。

会社からは、「中途採用や転職など社員の採用形態が多様化しており、当社においても社員採用だけでなく、様々な採用形態を設けることにより、今後の

運転士の需給安定を図るものである。またエキスパート社員の動力車乗務員に対する勤務制度の取得状況等、今後とも不確定な要素があるため、今から様々な雇用形態を設けておくものがある。当然のことながら、安全の確保のため、見習い期間を含む教育はしっかりと行いたいと考えている。」との考え方が示されました。

② 総合労働協約締結の取り組みについて

総合労働協約改訂の取り組みについては、31項目の要求を提出し交渉を強化した結果、9月21日の団体交渉において「デスク手当と技能手当の併給適用」「脳ドック検査費用の一部会社負担」について組合要求に沿った回答を引き出し、妥結しました。

③ 平成24年度年末賞与の取り組みについて

平成24年度年末賞与の要求は、業務委員会及び執行委員会において会社の経営状況等を分析、議論し、基本給額の2.7ヵ月、契約社員についても組合員基準に沿って要求するとともに、加算額についても要求しました。

11月16日の団体交渉において会社は、「平成24年度中間決算においては、前年6月に高速道路（土日祝1,000円）施策が廃止され一巡したなかで、減

少していた輸送人員は微増し、対前年比10.3%で推移しました。この結果、営業収入は1.1%の増となったものの、動力費、高速道路利用料、JR大阪駅バスターミナル乗り入れ料増等の経費が1.2%増加し、経常利益は前期を下回る54百万円、3.6%の減益となりました。今後、平成25年8月を目途に、ツアールバス新制度への移行準備が急激に進むことにより新たな価格競争等が懸念されること等、予断を許さない、ますます厳しい経営環境が訪れるものと予想されますが、安定経営に向けた基盤整備に邁進することを期待します。」との考え方を示しました。

④ 2013春季生活闘争のまとめ

2013春闘の基本となる考え方については、自動車業務委員会の中で意思統一し、2月8日の定期本部委員会を受けた後、2月14日申

から実施される新高速乗合バス制度移行に伴う対応等について、現場の実態を反映する内容となっているのか、チェック・提言機能を発しながら徹底した議論を行いました。また、自動車業務委員会をはじめとした各種集會において、組合員一人ひとりにあらためて「安全・安心輸送の確立」に向けた取り組みを要請してきました。

第13号で申し入れを行いました。基本的には本部方針を踏襲し、定期昇給の確保を大前提に、純ベア1,000円の統一要求を掲げ取り組みました。3月25日の交渉において会社より回答があり、定期昇給は確保しましたが、残念ながらベアについては獲得できませんでした。

しかしながら、制度改善等においては、「長時間行路手当（拘束13時間を超える時間に対し100円支給）」を新設するとともに、契約社員を含む全社員に対し1万円から2万円（旅行券支給）との内容で回答を引き出し妥結しました。

⑤ 改正高年齢者雇用安定法への対応について

2月25日、春闘第1回目の交渉において会社より、高年齢者雇用安定法の一部改正に伴う「定年退職者の継続雇用制度」について提案がありました。

「再雇用基準は、定年退職後も引き続き勤務することを希望している者については、再雇用を行う。ただし、次の各号に該当する者については、再雇用を行わない場合がある。」

① 勤務成績が著しく不良である場合

② 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められた場合

③ その他、再雇用を行わないことが相当

この内容で、雇用契約の更新基準については上記と同様でした。

再雇用基準、雇用契約の更新基準、ともに従前どおりの内容であり、組合は今後も希望する組合員の雇用と更新を図るよう求めました。

併せて、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに伴う特例措置として、会社より以下の通り「高年齢調整手当」の提案がありました。

① 支払対象者 エキスパート社員のうち、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの者とする。

② 支払額 月額5,000円とする。

③ 支払対象期間 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達する日の属する月までとする。

と認められる事由がある場合

また、契約期間は原則として1年とし、雇用期間は年金満額支給年齢（65歳）に達する月の前月までとし、賃金等については次の①②③の内容で示されました。

① 契約基本賃金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢に到達するまでは定年退職時（60歳）の基本給額の70%とし、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する月の翌月以降は、定年退職時の基本給額の50%とする。

② 契約基本賃金以外の賃金（諸手当を含む）については、契約社員就業規則（パート社員）を適用する。

③ 期末一時金については、パート社員に準じた扱いとする。

本部はこれを受け、「現在（平成25年4月1日より以前）の定年退職再雇用契約社員の賃金実態」をはじめ、「契約基本賃金の算定理由」及び「支払対象者以降の者（昭和30年4月2日以降）の取扱」並びに「今後の働き方」について会社の考え方を求め、解明要求として3月6日に申請第16号を申し入れました。

会社の回答は、賃金については、対象者に定年退職時の基本給額を70%（通常50%）とするにより、現在（平成25年4月1日よ

り）改正高年齢者雇用安定法への対応につい

り以前)の定年退職再雇用契約社員(年収とほぼ同水準となること)をあわせて、支払対象者以降の者(昭和30年4月2日以降)の取扱いについては、会社の経営状況を見極めながら改めて適時適切に判断するとともに、今後の働き方についても、職種や新たな勤務形態も含め検討したいとの考えが示されました。

この交渉結果を受け、組合側の要求を反映させる内容と判断し、妥結しました。

(6) 平成25年度夏季賞与の取り組みについて

平成25年度の夏季賞与の要求については、平成24年度決算状況等を分析し、基本給額の2・7カ月、契約社員賞与についても組合員基準に沿って申し入れを行いました。

5月30日の団体交渉において会社側より、「決算で示したように、営業収益、経常利益及び当期純利益とも昨年を上回るものとなった。これは貴組合員の努力の賜と感謝する。今後、動力費のさらなる高騰やツアーバス問題等、経営環境はなお厳しい状況が続くもの想定されるが、夏季賞与については、会社の経営体力、貴側の要求主旨等も踏まえ、今後鋭意検討したい。」との考え方が示されました。

これに対し組合側は、「今回の黒字決算は、

日夜、組合員が『安全・安心運行』を第一義に懸命に努力するとともに、効率化等諸施策への理解と協力を示した結果と認識する。夏季賞与に対する組合員の強い期待感、勤労意欲に報いるためにも誠意ある回答を求める。」と強く要請し、交渉を継続することとしました。

また、ジェイアール四国バスでは、平成24年10月の社員登用7名、平成25年度の新規採用者3名、契約社員から社員登用6名の加入を達成しました。

(7) 職場環境改善の取り組み

本部は「明るく、働きがいのある職場づくり」の観点から、安全・事故防止、ダイヤ改正等の職場諸問題解決に向け、大会・集会等で出された問題点について、業務委員会等で議論し、経営協議会に付議するなど、あらゆる場を通じて解決を図ってきました。

「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

1 組合員数の推移

J R 四国労組の6月1日現在の組織率は、J R 四国では91・1% (対前年比0・3%増)、ジェイアール四国バスでは96・5% (対前年比1・9%減)、全体で91・5%であり、昨年度の定期大会以降0・2%増となり、責任組合として当面の目標とされていた組織率90%台を維持しています。

組織数の内訳は、昨年度の定期大会以降に国労から1名、平成25年

度の新規採用者79名全員の加入を達成しました。

また、ジェイアール四国バスでは、平成24年10月の社員登用7名、平成25年度の新規採用者3名、契約社員から社員登用6名の加入を達成しました。

全体の組織拡大数は96名となりましたが、退職・死亡および非組合員等で83名の異動があり、結果的に13名の組織人員の増となりました。また、契約社員等の組織拡大についてはJ R 四国で6名(客室乗務員3名含む)、ジェイアール四国バスで17名の加入がありました。

2 「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちJ R 四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実強化について取り組んできました。

J R 四国の基本方針は、J R 四国に働く全ての仲間を総結集し「組合員の雇用と労働条件を守る」体制の早期確立を図ることです。そのために、当面の組織目標である「組織体制の一元化を実現し、魅力と活力ある組織を構築する。」ことを念頭に、

本部組織対策委員会を中心に各級機関の組織対策委員会との連携を図りながら情報分析と情勢判断を行ってきました。

化を図るために、各級機関の執行委員会等を最大限に活用して職場で直面する多くの問題点の集約・整理に努め、

さらには、職場対話行動及び各種集会において、より多くの組合員と現状認識及び問題点の共有化を図り、組合員に対する情報発信と意思統一に努めてきました。

一方、国労四国に対しては、唯一の運動課題であった不採用問題が終結した今こそ、この間積み上げてきたベクトル合わせに対する考えを分会段階にまで理解・浸透させる必要性を訴えてきましたが、現在の国労四国執行部には、ベクトル合わせを深度化し、組織内の一元化に向けた意思統一を行う考えが無いことが明らかとなりました。

(1) 各県協主催春闘討論集会の開催

3月2日より各県において随時開催し、2013春闘をはじめとする労働環境の改善、安全・安定・安心輸送の確立、運輸収入確保、政策課題実現、一企業一組合の早期実現、政治・共闘の取り組み等、重点課題への取り組みの深度化を目指して各県協主催春闘討論集会を開催しました。

(2) 全分会長会議の開催

2月16日に、当面する諸課題に対する意思統一と、情報の共有化を図る目的で「全分会長会議」を開催しました。

統一と、情報の共有化を図る目的で「全分会長会議」を開催しました。

(3) 出向組合員対話集会の開催

各支部主催による出向組合員対話集会を開催し組織体制の充実、さらには大量退職時代を迎えるにあたって出向組合員の抱える課題の集約を図ってきました。

(4) 準組合員対話集会の開催

準組合員の対話集会は、日常的な世話役活動の充実および準組合員の多様な意見の集約を図ることを目的として取り組んできました。

(5) 新入組合員学習会の開催

新入組合員(新規採用者)に対して、新入地での不安解消と組織としての連帯意識の高揚に努めることを目的とし、各支部の青年女性会議が自主性を持って学習会を開催しました。

(6) 新成人組合員学習会の開催

新成人を祝う会とあわせて、組織人としての自覚を促す意味や連帯意識の高揚に努めることを目的とし、各支部の青年女性会議が主体性を持って学習会を開催しました。

(7) 職場対話行動及び地区集会の開催

4月3日の愛媛地区を皮切りに職場対話行動を実施し、組織の連帯強化につながる取り組みを行いました。

4月3日の愛媛地区を皮切りに職場対話行動を実施し、組織の連帯強化につながる取り組みを行いました。

3 民主化闘争への取り組みについて

J R 連合は、1999年に「民主化闘争宣言」を発し、国鉄改革の残滓であるJ R 総連に浸透する革マル派を一掃することによって、J R 労働界の分裂状況を終止符を打ち、J R 連合への総結集を図るために今日まで積極果敢に運動を展開してきました。

このような中、昨年2月に浦和電車区事件裁判の最高裁上告が棄却されるという、民主化闘争の大きな転換期を迎えるに至りました。J R 総連は浦和電車区事件に対して、「えん罪」「国策弾圧」「あたりまえの労働組合活動」などと主張してきましたが、最高裁は上告棄却にあたり、被告らの行為を「組合活動として手段・方法において社会的に相当なものとはいえない」と断罪し、被告7名の有罪が確定しました。J R 総連・東労組は浦和電車区事件裁判の、組合員に対する情報開示を回避する一方で、反原

発運動や非正規社員の雇用問題など、組合員の目を他に逸らし、本事件からの幕引きを図ろうとしています。組織の最大の求心力を失う姿を見ると運動の終焉は近いといえます。しかし、国会でも再三指摘されているとおり、革マル派が組織に深く浸透している実態に変わりはなく、国の治安上の深刻な問題は放置されたままです。

一方、J R 貨物では、J R 総連の運動に組合員が反発して結成されたF Lユニオンの誕生を契機に、各ロジスティクス会社にJ R 連合加盟組合が結成されるなど、J R 総連・J R 貨物労組包囲網が確実に形成されています。さらに、5月22日には、非正規社員を中心とする「日本レストラオン」が結成され、J R 東日本グループで初めてJ R 連合の仲間が誕生しました。

J R 四国労組もJ R 労働界の三極構造の打破、J R 労働者の社会的地位の向上に向け積極的支援行動を展開してきました。

4 J R 四国労組 退職者連絡会 について

J R 四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に結成されました。昨年10月17日に、第11回総会を開催し、一年間

の活動方針と組織運営について意思統一を図りました。

また、10月29日・30日に熊本県天草で開催された、J R 連合退職者連絡会「全国会長会議」に参加し、親睦を深めるとともに、交運共済加入促進の取り組みについて意思統一を図りました。

青年女性会議の育成強化について

昨年10月5日に宇多津町「ホテルサンルート瀬戸大橋」において、「NEXT-T」『安全・絆・挑戦』次世代へと続く道』をスローガンに掲げ、本部青年女性会議第20回定期委員会を開催しました。

委員会は、「安全」「制度改善」「福利厚生」「男女平等参画」「ワークライフバランス」「教育活動」などについての活発な議論の後、活動方針が採択されるとともに、新たな体制が確立されました。

その後、11月12日の愛媛支部を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな体制を確立するなど、機関運営の充実に取り組んできました。

また、J R 四国労組の次代を担う青年女性組合員の育成が急がれている中、リーダーの発掘と育成を図るためのユニオンスクールの開催及び組織力の向上を図るためのレクレ

ションを開催するなど、青年女性会議の育成・強化にも積極的に取り組んできました。

具体的には以下のとおりです。

(1) 各支部青年女性会議との意思疎通、連帯強化を図ることを目的に、本部青年女性会議常任委員会を定期的に開催するとともに、各支部において新入組合員歓迎会や新成人を祝う会にあわせて学習会を開催し、労働組合の必要性などを中心に学びました。

(2) 青年女性組合員を対象としたユニオンスクール「フレッシュマンコース」「レベルアップコース」に参加し、J R 四国労組の次代を担う役員の育成等に取り組むとともに支部青年女性会議主催の学習会にも積極的に参加しました。

(3) 青年女性会議情報誌「+α」(プラスアルファ)の充実を図るとともに、J R 四国労組ホームページにも掲載し、青年女性会議のタイムリーな情報を掲載してきました。

(4) レクレーション活動においては、如何にすれば組織力の向上や交流拡大を図れるかを念頭に置き、これまでの開催内容を精査し、青年女性会議自ら企画・実施しました。昨年7月29日には、「アクティブユース2012」を35名参加のもと開催しました。「アクティブユース2

012」は、今までにないレクレーションというところで、鉄道では行けない場所へジェイアル四国バスを利用して訪れる行程を計画し、さらに参加者には目的地やイベントを当日行った先々で明かすという「ミステリーツアー」として開催しました。また、1月26日、27日、「JOYレク冬」の陣2013」を28名参加のもと開催し、組合員同士の交流拡大に努めました。さらに、春季レクレーションは、4月18日に総勢90名に及ぶ組合員が参加のもと「支部対抗軟式野球大会」を高松市の「レクザムスタジアム」で開催し、組織の強化を図りました。

(5) 青年女性会議独自のボランティア活動として、「鉄道版交通安全教室」を実施しており、今年度は6月7日に高知市の「東秦泉寺保育園」で開催しました。

(6) JR連合青年・女性委員会に青年女性会議議長が幹事として参画するとともに、JR連合が主催する女性代表者会議や研修会、並びに6月に開催された「JR連合ユースラリー」に参加し、JR四国労組青年女性会議の活性化につながるための情報交換に努めました。

男女平等参画推進の取り組みについて

JR四国労組は、第

27回定期大会において「男女平等参画推進委員会」の設置を決定し、JR四国労組としての目標を設定するなど、男女平等参画推進に向けて取り組んでまいりました。

具体的取り組みとして、これまで女性組合員から寄せられた意見などを踏まえ、総合労働協約改訂等の申し入れに反映するとともに、2月23日に高松市内において「レディースマーケティング」を開催し、男女平等参画推進の取り組みや職場環境改善について女性組合員との意見交換を行いました。

また、1月11日に「第1回男女平等参画推進委員会」を開催し、男女平等参画を推進する上での問題点の抽出、及びJR連合「男女平等参画行動計画」に掲げる目標達成に向けての課題解決に向けて議論を行いました。

部会活動の取り組みについて

昨年8月21日に「部会三役会議」を開催し、一年間の取り組みの総括及び部会活動の充実を目指して部会の任務の明確化に向け、意思統一を図りました。

その中で、業種別専門部会の「答申」作業は、年間を通しての活動と位置づけ、検証作業などについても本部執行委員会と各部会がより連携した取り組みを行うことを確認し、

経営協議会での議論を視野に入れた取り組みを進めてまいりました。

なお、各部会の定期委員会は、次のとおり開催しました。

- ・営業部会 平成24年12月17日(月) 本部1階会議室
- ・運輸部会 平成24年12月17日(月) 本部3階会議室
- ・関連部会 平成25年2月15日(金) 本部1階会議室
- ・工務部会 平成25年2月23日(土) 本部1階会議室

政策・調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて

(1) JR三島・貨物の経営安定化に向けた取り組み

JR連合は、JRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、「JRに関する中長期政策課題プロジェクトチーム」を結成しました。その発足式を昨年9月5日に開催し、鉄道が持続可能な発展を遂げるためにJR連合を基軸とする政策立案の構築が重要であり、そのため①三島・貨物経営安定化、②貨物鉄道モータリシフト、③鉄道特性活性化の3PTを設定することとしました。

そして、国交省、JR各社、地方自治体等との連携を強化しながら、中長期的視点に立った産業政策を推進してい

くこととし、JR四国労組も「三島・貨物経営安定化PT」及び「鉄道特性活性化PT」に委員として参加、JR四国の経営安定化に向け取り組むこととなりました。

- 各PTの開催状況は以下のとおりです。
- ◎三島・貨物経営安定化PT
- 第1回 平成24年11月2日
- 第2回 平成25年3月1日
- 第3回 平成25年6月7日
- ◎鉄道特性活性化PT
- 第1回 平成25年1月30日
- 第2回 平成25年4月22日

◎鉄道貨物モータリシフトPT

第1回 平成24年11月15日

第2回 平成25年3月1日

第3回 平成25年4月24日

(2) 高速道路料金施策への取り組み

国土交通省は、昨年2月17日に出した「今後の本四高速料金の基本方針」の中で将来の料金は、全国共通の水準とすることを基本とし、平成26年度より導入することを目指すこととしました。

JR連合は、「生活対策」「緊急総合対策」として以前実施された土日祝日割引(上限1,000円)や、深夜割引などの大幅な割引施策など、今日の高速道路料金政策について、

総合交通政策や環境政策の視点を欠き、交通機関間の公正な競争のバランスを著しく崩す、持続可能な交通の形成に逆行する政策であると主張してまいりました。

一方、JR四国労組としても、平成26年度以降の本四高速料金の設定によっては、競合する鉄道、フェリーへの影響が甚大であることから、四国の鉄道を考える国会議員連絡会を開催するなど、関係する国会議員への要請行動等を行い、本四高速料金割引によってJR四国をはじめとする他公共交通機関へ甚大な影響が出ることを訴えました。

(3) ジェイアール四国バスにおける課題解決について

JR連合は、いわゆる高速ツアーバスに関する諸問題を繰り返す様々な場で訴えてまいりました。政府内でも、有識者を交えた「バス事業のあり方検討会」において約2年にも亘る議論を経て、今後のバス事業の方向性を整理してきたところです。

そうした中で、昨年4月29日に発生したツアーバスによる悲劇的事故は、数多くの違法行為や安全を軽視した運行を行ってきたツアーバス事業が世論から指摘される結果となりま

した。この事故を受け、国土交通省は10月に「バス事業のあり方検討会」を設置し、貸切バスの安全性向上に向

けた施策を中心に検討を進めることとしました。JR連合は当該検討会の委員として参加し、バス労働者の声を審議内容に反映すべく、積極的に発言を行ってまいりました。

また、JR連合が10月25日に開催した「JRバス労使意見交換会」に、JR四国労組も参加し、魅力あるバス産業界の構築とJRバスの発展に向け意見交換を行いました。

2 調査活動の取り組みについて

2013春季生活改善闘争及び賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合第19回賃金実態等調査」を各級機関の協力のもと取り組みました。(回収者数1,784名 回収率80%)

また、連合関係では、「2012年度労働条件等の点検に関する調査」、「労働条件関係等調査」等、各種調査にも協力しました。

教育広報活動の取り組みについて

1 教育活動について

教育活動は、JR四国労組運動をさらに継承・発展させていくためには必要不可欠であるとの認識に立ち、次世代を担う若手リーダーの育成及び各級機関役員のスキルアップを図るため、

① 各級機関役員及び青年女性会議役員の育成強化

② 支部・分会における実践教育の推進

③ JR四国労組運動の実践と継承の3テーマに重点を置き、ユニオンスクールを柱に教育活動に取り組ましました。

(1) 教育担当者会議について

昨年8月9日に教育担当者会議を開催し、平成24年度の大会方針に基づいた具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

(2) ユニオンスクール「フレッシュマンコース」

昨年10月19日から20日にかけて、入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を、香川県三豊市詫間町栗島にある海員学校跡「ル・ポール栗島」での開催を予定していましたが、台風接近のため、急遽、高松市の「義山荘」に変更し、26名参加のもと開催しました。

四国各地より集まった受講生は、本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、「労働組合の基本的認識・JR四国労組の取り組み」・「組合と共済・労金活動の関わり」・「JR四国労組の歴史」及び「安全・安定輸送の確立及び政策課題解決に向けた取り組み」等について学び、労働組合のあるべき姿を理解させると

もに、組合との関わり方や仲間意識を深める教育を実施しました。

(3) ユニオンスクール「レベルアップコース」

今年度で2回目の開催となる「レベルアップコース」は、本部・支部・分会青年女性会議役員を対象に、昨年12月15日、高松市「義山荘」において、25名参加のもと開催しました。

日頃、組合活動に取り組んでいる青女性役員を招集したスクールでは、「世話役活動」の重要性や「JR四国労組の歴史」等について理解し、組合運動の原点である「分会組織の活性化」の必要性や取り組み方、「労働協約」の詳細等について学び、次代を担う組合員のレベルアップを図りました。

(4) ユニオンスクール「ステップアップコース」

支部三役を対象とした「ステップアップコース」は、3月5日徳島支部を皮切りに順次開催しました。

今年度初めて企画した同コースは、中濱委員長及び教育担当自ら支部に赴き、JR四国労組運動の実践、継承、さらなる組織強化を図るうえで重要な役割となる支部三役を対象に、急激な世代交代期を迎えた今、組合組織と運動の充実と強化を如何に継承していく

か等、本部と支部双方の観点から真摯に向き合わなければならぬ課題の解決に向け、意見交換を行いました。

(5) ユニオンスクール「特設コース」

「特設コース」は、6月1日に高松市の「サンポートホール会議室」において管理者組合員25名の参加のもと開催しました。

中濱委員長から「管理者組合員に期待すること」と題した基調講演では、組合が抱える様々な課題の解決に向けて、管理者組合員の組合運動への参画意識向上の必要性について理解・浸透を図るとともに、富士社会教育センター志垣講師からの特別講演「管理者組合員に求められるもの」と題し、激変する社会において発生している労務問題などの事例が報告され、民主的労働運動の必要性や職場における管理者組合員の重要性等について理解を深めました。

(6) 新春セミナー

安全に関する意識高揚を図るべく、講師を招いての「新春セミナー」を、1月12日宇多津町「ホテルサンルート瀬戸大橋」において、組合員等120名の参加のもと開催しました。安全問題と労働問題に詳しい前交運労協事務局長の中西光彦氏から「安全の確保こそ最大の使命、命を運ぶ責任と誇り」と題した講

演では、「安全確保のためには、働く者一人ひとりが安全維持・向上の担い手であること、の自覚を高め、妥協のない確実な行動の積み重ねが大事である」と等と提起され、安全意識のさらなる高揚と事故を起こさない体制づくりの重要性を学びました。

(7) その他

各級機関の新任役員を対象とした「ニューリーダーコース」については、日程調整等の都合により、開催を延期しました。

2 広報活動について

(1) 昨年8月9日に広報担当者会議を開催し、新聞、ニュースの正確な情報伝達及び新聞、ニュースの配布部数等について確認しました。

(2) 「JR四国労組新聞」を12回発行し、情報の提供・共有化に努めました。

(3) 団体交渉等速報性が求められる情報について「JR四国労組ニュース」を27回発行しました。

(4) ジェイアール四国バスとの団体交渉等の情報について「自動車支部ニュース」を13回発行しました。

(5) JR四国労組ホームページに、「JR四国労組ニュース」、「自動車支部ニュース」及び「JR四国労組新聞」等の情報を公開するなど、迅速な更新に

努めました。

(6) JR連合機関誌の「議員紹介」の欄に、JR四国労組議員団会議の井上幹事長を紹介するなど紙面作りに協力しました。

(7) 「旬刊ACCES」等の配布を行い情報の共有化を図りました。

ボランティア活動の取り組みについて

JR連合は、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。昨年9月29日から30日にかけて、山梨県早川町においてJR連合第1回ボランティア担当者会議が開催され、各単組でのボランティア活動の取り組み状況や課題についての意見交換を行い、それぞれの地域で主体的なボランティア活動を積極的に展開することを確認しました。

46回衆議院選挙候補者10名を推薦候補者として決定し、各県協を中心に関心と全員当選に向けて総力を挙げ取り組みを展開してきました。その結果、民主党は57(△176)議席という歴史的惨敗となり、国民からの厳しい審判を受けました。

JR四国労組の推薦候補においても、10名中2名の当選という厳しい結果となりました。今回の選挙戦に対し、多大なるご支援・ご協力を頂いた、組合員・ご家族・OBの皆さんに心から敬意を表します。

実現に向けた取り組みに積極的な行動を展開してきました。

(1) 連合・交運労協について 今年度も「連合2013年沖縄平和集会」への参加や、「連合愛のカンパ」など、多くの連合運動に参画し、運動を展開してきました。

(2) JR連合四国地協について JR四国連合加盟組合は、JR四国内における労働組合の連合体として活動を展開してきました。2月16日には香川県高松市において「第21回定期委員会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

(3) JR連合国会議員懇談会・議員フォーラムの活動について JR連合国会議員懇談会は、衆議院選挙後の役員体制の確認を行うとともに、JR四国の現状と課題等について意思統一を図るために参議院議員会館において勉強会を開催し活発な意見交換を行いました。

(4) JR四国労組「四国国会議議員連絡会」の活動について JR四国労組「四国国会議議員連絡会」は、四国における総合交通体系の確立や様々な政策課題の解決を目指す、四国各県を選挙区とする民主党国会議員全員に賛同いただき活動を展開してきました。2月20日には、衆議院選挙後の役員体制の確認を行うとともに、JR四国の現状と課題等について意思統一を図るために参議院議員会館において勉強会を開催し活発な意見交換を行いました。

加頂くよう、各種行事の周知はJR四国労組新聞にも掲載しました。

高知連転所分会 395ピン

福祉・共済事業活動の取り組みについて

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要です。そのため、JR四国労組の取り組みを周知活動を行い、継続的に周知活動を行いました。交運共済活動は、共済担当者会議、分会長会議等への出席など積極的な活動を推進しました。

また、賛助団体のアメリカンファミリー「がん保険」及びJR連合「長期家族サポート共済」、「JR私傷病共済」、JR四国労組セツト共済(全労済)等は、適宜、資料送付を行い情報提供に努めました。

国内外労働者との連帯活動について 昨年の大会以降、連合・交運労協・ITF等の主催する諸活動に積極的に取り組みました。

運動方針(案) はじめに 私たちはこの一年間、JR四国及びジェイアール四国バスの責任組合として、「安全・安定・安心輸送の確立」を第

政治・共闘活動の取り組みについて 1 政治関係について (1) 第46回衆議院選挙の取り組み結果について JR四国労組は、第

(2) JR四国労組議員団会議員選挙の取り組みについて 任期満了に伴う、愛媛県低部町町議会議員選挙が、1月22日告示、1月27日投票で実施されました。今回の選挙はJR四国労組議員団

(3) JR連合国会議員懇談会・議員フォーラムの活動について JR連合国会議員懇談会は、衆議院選挙後の役員体制の確認を行うとともに、JR四国の現状と課題等について意思統一を図るために参議院議員会館において勉強会を開催し活発な意見交換を行いました。

(4) JR四国労組「四国国会議議員連絡会」の活動について JR四国労組「四国国会議議員連絡会」は、四国における総合交通体系の確立や様々な政策課題の解決を目指す、四国各県を選挙区とする民主党国会議員全員に賛同いただき活動を展開してきました。2月20日には、衆議院選挙後の役員体制の確認を行うとともに、JR四国の現状と課題等について意思統一を図るために参議院議員会館において勉強会を開催し活発な意見交換を行いました。

(5) JR四国労組議員団会議との連携強化について 現在、JR四国労組議員団会議に加盟する会員は3名です。私たちが求める政策課題解決のためには地域と密接に関わる議員団会員との連携・協力が重要であるとの認識のもと、「2012年交通重点政策」の課題解決のために連絡体制を密にし、取り組みを強化してきました。

また、6月15日には第22回議員団会議総会を開催し、向こう一年間の取り組みについて意思統一を行うとともに会員相互の意見交換を行いました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について JR連合・グループ労働組合連合会「2013春闘総決起集会」にも参加しました。

(4) 「四国再発見」増収キャンペーン等の取り組みについて 鉄道運輸収入は、長引く景気の低迷や高速道路料金の割引施策の継続等により、厳しい状況が続いています。JR四国労組は、執行委員会見解を發し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請しました。

昨年8月9日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、平成23年度の取り組み経過と平成24年度行事予定について、確認・検証を行うとともに、本部主催行事における運営方法等についても検討を重ね、より充実した活動と各級機関においてそれぞれの行事開催を行うことを確認しました。

また、各県協・支部・分会においても独自のサークル活動や「四国再発見」を中心としたレクリエーション活動が活発に開催されました。また、本部は「サークルだより」を適宜発行し、多くの組合員に参

加頂くよう、各種行事の周知はJR四国労組新聞にも掲載しました。

高知連転所分会 395ピン

福祉・共済事業活動の取り組みについて

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要です。そのため、JR四国労組の取り組みを周知活動を行い、継続的に周知活動を行いました。交運共済活動は、共済担当者会議、分会長会議等への出席など積極的な活動を推進しました。

また、賛助団体のアメリカンファミリー「がん保険」及びJR連合「長期家族サポート共済」、「JR私傷病共済」、JR四国労組セツト共済(全労済)等は、適宜、資料送付を行い情報提供に努めました。

国内外労働者との連帯活動について 昨年の大会以降、連合・交運労協・ITF等の主催する諸活動に積極的に取り組みました。

運動方針(案) はじめに 私たちはこの一年間、JR四国及びジェイアール四国バスの責任組合として、「安全・安定・安心輸送の確立」を第

「第11回ボウリング大会」 開催日 平成25年3月26日 開催場所 香川県高松市「シーサイドボウル」

「団体賞」 優勝 香川支部Aチーム(1, 420ピン) 準優勝 本社支部チーム(1, 312ピン) 「個人賞」 1位 橋本 豊氏 高松車掌区分会 449ピン 2位 今田 颯一氏 松山運転所分会 408ピン 3位 荻田健太郎氏

高知連転所分会 395ピン

一義に、山積する諸課題解決に向け積極果敢に取り組んできました。

「安全・安定・安心輸送の確立」は、尊い人命を預かる私たちにとって絶対の使命であり、不常に追求すべき最重要課題との認識のもと、組合員一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、安全最優先の企業風土づくりに取り組んできました。

「組織の強化・拡大」では、職場対話行動や各種会議等の場において、JR四国労組の将来を見据えた課題の共有、意見交換を重ね、未来に繋げる取り組みを行ってまいりました。

また、「労働環境の改善」では、「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、諸問題の解決及び改善に向け、労使協議を重ねてまいりました。

我々を取り巻く経営環境は、先が見えない不透明な状況にあるとともに、組織においては急激な世代交代期を迎え、JR四国労組運動の実践と継承が重要な取り組みとなっております。改めて、さらなる組合員同士の「絆」を強固にし、労働組合の原点である支え合いの精神で、次の3点を基調とする方針に基づき、責任組合としての責任と自覚を持った運動を展開していきたくと考えます。

よって、代議員各位の積極的な議論により意思統一を図ることを要請します。

I 安全・安定・安心輸送の確立

JR四国及びジェイアール四国バスで働く私達にとって、「安全・安定・安心輸送の確立」は最大の使命です。安全最優先の思いを胸に刻みこみ、責任組合として、安全に関する議論を高度化するともに、安全意識のさらなる高揚と事故を引き起こさせない体制づくりに、組織を挙げて取り組みます。

II 組織の強化・拡大

労働組合の原点である「相互扶助の精神」で、一人ひとりがコミュニケーションの充実を図り、組合員相互の信頼関係をより確かなものにしていくとともに、職場や組織の課題を共有し、参加しやすい組織づくりに努め、諸活動における参画意識・連帯意識の高揚を図ります。

III 労働環境の改善

JR四国及びジェイアール四国バスの経営環境や経営業績から、2014春闘を取り巻く情勢は厳しいと言わざるを得ませんが、「賃金は最大の労働条件」であり、連合・JR連合方針を基本に、総合生活改善闘争として、取り組みを強化していきます。

※「国内外の情勢に

ついて」及び「JRを取り巻く情勢について」は紙面の関係上省略します。

安全・安定輸送に向けた取り組みについて

1 安全・安定輸送の確立について

JR四国は、平成25年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに、事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題である。」として、また「この最重要課題をより確かなものとするため、安全管理規程に定める安全管理体制を有効に機能させ、「現場主義の徹底」、「組織・個人の備蓄（対応能力等）の増強」、「グループ一体となった取り組み」を重点項目とし、輸送安全水準の向上を図る。」としていきます。

JR四国労組も、安全の確立が全てに優先すること、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを認識し、基本動作の意義や必要性の共有化による浸透・徹底に向けて取り組みるとともに、「ヒューマンエラーは結果であり原因ではない」との理念に基づいて取り組みを強化します。その上で、人命を預かる基幹交通を担うJRに対する社会の関心度や厳しい視点を認識して、高い規範意識の下に、「安全へのチェック機

能」をさらに強化する運動を展開します。

能」をさらに強化する運動を展開します。

2 安全衛生生活活動

1 総合労働協約改訂の取り組みについて

安全確立の原点は職場にあり、「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を完遂するためには、安全衛生委員会等を活用した職場における安全確立の取り組みがきわめて重要であることは言うまでもありません。「働く者の安全確保が、ひいては鉄道全体の安全性向上につながる」との認識に基づき、引き続き「安全衛生委員会」を活用し、労災の発生を自らのことと捉え、活発な議論を通じて実効性のある安全対策を行うよう提言します。

また、私たちの勤務は不規則勤務や交代制勤務が多く、生活習慣病対策や健康管理は重要です。人間ドックの受診や健康診断の充実、また、労働災害防止に対する組合員の意識を高め、触車事故や傷害事故及び通勤災害の防止に向けて取り組みます。

労働条件改善の取り組みについて

1 総合労働協約改訂の取り組みについて

総合労働協約改訂の取り組みは、信頼と安定した労使関係のさらなる高揚を目指し、業務対策委員会を開催し、次の基本的な考え方に基づき取り組みます。

（1） 労使間ルールについては、労使対等の基本的立場で取り組みます。

（2） 労働条件に関する要求については、労働時間短縮、割増賃金の増額及び以下の未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査して取り組みます。

① 労働時間短縮の実施計画について

② 年間119日への休日増

③ 保存休暇の使用範囲の拡大及び累積日数の増加

④ リフレッシュ等の多様な休暇制度の新設

⑤ 輸送指令員への職務手当新設

⑥ 夜間特殊業務手当の新設

⑦ B単価、C単価、F単価等の改正

⑧ SASの検査・診察・治療等の対応について

⑨ 制服・防寒着の改善

⑩ 契約社員の複数年契約の新設及び生理・結婚の有給休暇の新設

⑪ エキスパート社員の多様な働き方の整備

⑫ 諸手当・旅費の改善要求については、制度の新設及び業務内容と責任の度合いを精査し、毎年総合労働協約改訂時に改善要求することとします。

JR四国労組は2014春闘を、基本的に連合方針及びJR連合の「賃金問題専門委員会」での答申を踏まえ、目標賃金確保の視点に立った闘いを展開し、組合員に求心力の持てる総合生活改善闘争として取り組みます。

JR四国労組は、平成25年度事業計画達成

2 期末手当の取り組みについて

（1） 賃金引き上げの取

（2） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（3） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（4） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（5） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（6） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（7） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（8） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（9） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（10） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（11） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（12） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（13） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（14） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（15） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（16） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（17） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（18） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（19） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（20） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（21） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（22） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（23） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（24） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（25） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（26） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（27） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（28） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（29） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（30） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

（31） 労働時間短縮及び制度改善の取り組みについては、総合労働協約での未解決事項等を中心に取り組むこととします。

（32） エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、契約更新時期に要求します。

私たちはJR四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実強化について取り組み、責任組合として当面の目標であった組織率90%を達成しています。

JR四国労組の最終目的は「一企業一組合」であり、その目的達成のためには、私達が主体性を持って運動の展開を図らなければなりません。

JR四国労組はこの間、組合員の雇用と生活を守ることを大前提に、労々間の垣根を越えて大同団結すべきとの大局観に立って、「一企業一組合」に向けた運動を展開してきました。

しかし国労四国においては、この間お互いに築き上げてきた「組織対組織」の取り組みに相反する事柄が見られるようになり、「一企業一組合」を目指す方向を共有する議論が行われていません。さらに昨年に続く新入社員に対する組合加入行動や、各種機関会議での方向性（国労として最重要課題は、組織強化・拡大である。新採対策・復帰加入対策・職場オルグ行動・組織対策会議・契約社員の組織化など）等、今日までのベクトル合わせに逆行する事象が拡大しています。

2 組織の充実・強化の取り組みについて

組織の充実・強化を図るためには、将来の組織体制を見据え、真の意味の「一企業一組合」として労働組合主義に基づいた組織運営を行い、その組織運営をJR採用の組合員に継承していくことが重要です。そのためには、私たちがJR四国に働く仲間の総結集を目標とし、「一企業一組合」に向けて努力しているのかを組合員に理解させることも、私たちに課せられた重要な役割であります。

したがって、組合員に対し、あるべき労働組合像に基づいた組織運営等を継承させるために、以下、具体的取り組みを行います。

(1) 組織対策委員会の活用
本部組織対策委員会を適時開催し、目的達成に向けた具体的取り組みを検討するとともに、支部・分会組織対策委員会との意見交換等あらゆる機会を活用し情報収集・分析・検討を重ね、各級機関での合意形成を図ります。

(2) 拡大分会長会議（春闘討論集会）の開催
3月中旬を目処に各県協において開催し、2014春闘をはじめとする当面の取り組みについて意思統一を図ります。

(3) 職場対話行動及び地区集会の開催

本部・支部・分会の連携強化により、各職場における問題点の把握、さらには当面する諸課題について地区集會等で討論を行い合意形成に努めます。

(4) 出向組合員への対応
各支部主催による出向組合員対話集會をより充実したものとし、問題点の整理等を行います。

(5) 未加入者及びエキスパート社員、契約社員の組織化に向けた取り組みについて
未加入者に対してきめ細やかな対応を行う、加入促進を図ることとします。

(6) 分会組織の活性化について
運動の原点である分会組織の活性化および充実強化に向けて、分会組織の現状を把握するとともに、必要により学習会の開催など支援体制の強化を図ります。

(7) 新規採用者に対する組織拡大の取り組み
新規採用者の全員加入に取り組みるとともに、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

また、新規採用者の歓迎集會を4月に開催し、配属先となる各支部・分会においても学習集會を開催するなど、新入組合員の職場における不安解消に向けた取り組みを実施します。

み及び歓迎会の開催

新規採用者の全員加入に取り組みるとともに、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

また、新規採用者の歓迎集會を4月に開催し、配属先となる各支部・分会においても学習集會を開催するなど、新入組合員の職場における不安解消に向けた取り組みを実施します。

さらに、自動車支部においては一般職と運転係の採用時期が異なることから、採用時期に合わせたタイムリーな学習集會および歓迎集會を開催します。

3 民主化闘争への取り組みについて
JR連合は、1999年に「民主化闘争宣言」を発し、国鉄改革の残滓であるJR総連に浸透する革マル派を一掃することによってJR労働界の分裂状況を終止符を打ち、JR連合への総結集を図るために、今日まで積極果敢に運動を展開してきました。

1987年4月1日、新生JRスタート時、労働組合は鉄道労働（後にJR総連と改称）、鉄産総連、国労などが併存する形でスタートしましたが、1991年に革マル疑惑が絶えないJR総連の独善的な組織運営に反発して、JR西労組、JR東海労組（現JR東海ユニオン）、JR九州労組、JR四国労組が相次いで脱退し、この4単組

と鉄産総連に加盟する6単組が、1992年5月18日にJR連合を結成しました。結成大会では「自由にして民主的な労働運動を基本に、組織の団結を強化し、JR内一大産別組織を目指し、わが国労働運動の発展に寄与する」などを内容とするアピールが採択され、現在のJR連合綱領になっています。昨年結成から20年を迎え、本年2月に開催された第25回中央委員会において、今日までの民主化闘争の取り組みを中間的に総括しましたが、民主化闘争の最終目標は、自由にして民主的な労働運動を軸に、革マル派浸透問題を解決することによってJR労働運動の分裂状況を終止符を打ち、JR労働者の総結集を呼びかけ、真にJRの健全な発展に資するJR労働運動の一元化を達成することにありたいとします。

4 JR四国労組退職者連絡会の充実強化について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、連合（高退

連）への窓口および交際の業務委託団体として、その任に当たっています。

JR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

青年女性会議の育成強化について
青年女性会議には、JR四国労組運動を継承していくため、諸活動の実践を通じて次世代を担うリーダーを育成するとともに、将来を切り拓く運動を創ると言う重要な任務があります。それを実践するために、青年女性会議の組合員一人ひとりが強い自覚と責任感を持ち、自らが『考え・行動』できる組織体制を確立しなければなりません。

具体的には、青年女性会議独自の学習集會等の開催や、基本組織である本部・支部・分会の各種活動にも積極的に関与し、青年女性会議の自由な発想に基づく活動の充実を図り、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステップアップすることを目指します。

さらに、将来の青年女性会議がどうあるべきか、現状をしっかりと認識したうえで、目指すべき労働運動の方向性を明確にし、常に問題意識を持ち取り組んでいきます。

以下、具体的取り組みを行います。

(1) 本部主催の各種行事及び会議に青年女性会議として参画し、JR四国労組運動の一翼を担うとともに、青年女性会議活動のさらなる活性化に向け取り組みます。

(2) 各級青年女性会議の組織体制の充実を図り、リーダーの育成強化に取り組みます。

(3) 新成人者に対する行事等の推進を図るとともに、新規採用者の全員加入に向けた取り組みとフォローを強化し、連帯感を高める運動を強化します。また、近年女性組合員が増加傾向にあることから、若手女性組合員のフォローに努めます。

(4) 魅力あるレクリエーションの開催と教育・広報活動の充実を積極的に図り、一人ひとりが主役となり、分りやすく親しみの持てる組織づくりに努めます。

(5) 各支部青年女性会議独自の学習集會開催に向けて、支援体制を強化していきます。

(6) 男女平等参画推進に対する取り組みに基づき、男性と女性がともに働きたいのある職場づくりを目指し、レイディスミーターズを開催します。

(7) ボランティア活動

ボランティア活動は、交通安全教室「参加者の輪を広げよう」や女性リーダークラスを育成する以前の課題として、女性組合員が極端に少ない（4%以下）という問題も存在します。そのような問題を踏まえながら、次のとおり取り組みを進めます。

(1) JR連合の「男女平等参画行動計画」に基づき、目標の達成を目指し、女性が組合活動に参画しやすい環境整備に努めていくとともに、中期労働政策ビジョン（2009、2013）の提言に基づき、男女平等参画の目的であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使協議にも反映して、その実現を求めていきます。

(2) 「レイディスミーターズ」を引き続き支援するとともに、組合活動及び機関会議等への女性組合員の参画を積極的に奨励していきます。

(3) 男女平等参画推進委員会を引き続き開催するとともに、各級機関会議及び教育活動において、男女平等参画推進についての理解を深める取り組みを行っていきます。

部会活動の充実・強化は、何よりも業種別部会自身が自主性を持った機関運営をさらに強化し、職場における専門的課題を働く側

す。しかしながら、JR四国労組においては、女性リーダークラスを育成する以前の課題として、女性組合員が極端に少ない（4%以下）という問題も存在します。そのような問題を踏まえながら、次のとおり取り組みを進めます。

男女平等参画推進の取り組みについて

男女平等参画推進の目的は、「仕事における男女平等参画の実現」と「男女双方の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を目指すことにあります。

JRの職場においては、業務や勤務の特殊性などもあり仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けていくうえで障害となっており、これまで家庭の問題と捉えられていた介護への対応についても、性別を問わず重要性が高まっています。これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するために、職場で女性リーダークラスを育成しなければなりません。そうすることで、労働組合活動に対する男女平等参画が進み、職場での男女平等も進んでいきます。

(1) JR連合の「男女平等参画行動計画」に基づき、目標の達成を目指し、女性が組合活動に参画しやすい環境整備に努めていくとともに、中期労働政策ビジョン（2009、2013）の提言に基づき、男女平等参画の目的であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使協議にも反映して、その実現を求めていきます。

(2) 「レイディスミーターズ」を引き続き支援するとともに、組合活動及び機関会議等への女性組合員の参画を積極的に奨励していきます。

(3) 男女平等参画推進委員会を引き続き開催するとともに、各級機関会議及び教育活動において、男女平等参画推進についての理解を深める取り組みを行っていきます。

部会活動の充実・強化は、何よりも業種別部会自身が自主性を持った機関運営をさらに強化し、職場における専門的課題を働く側

部会活動の取り組みについて

部会活動の充実・強化は、何よりも業種別部会自身が自主性を持った機関運営をさらに強化し、職場における専門的課題を働く側

す。しかしながら、JR四国労組においては、女性リーダークラスを育成する以前の課題として、女性組合員が極端に少ない（4%以下）という問題も存在します。そのような問題を踏まえながら、次のとおり取り組みを進めます。

(1) JR連合の「男女平等参画行動計画」に基づき、目標の達成を目指し、女性が組合活動に参画しやすい環境整備に努めていくとともに、中期労働政策ビジョン（2009、2013）の提言に基づき、男女平等参画の目的であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使協議にも反映して、その実現を求めていきます。

(2) 「レイディスミーターズ」を引き続き支援するとともに、組合活動及び機関会議等への女性組合員の参画を積極的に奨励していきます。

(3) 男女平等参画推進委員会を引き続き開催するとともに、各級機関会議及び教育活動において、男女平等参画推進についての理解を深める取り組みを行っていきます。

部会活動の充実・強化は、何よりも業種別部会自身が自主性を持った機関運営をさらに強化し、職場における専門的課題を働く側

の意見として具体論で提起して、経営協議会等を通じていかに会社施策に反映させるかが重要であります。そのためにも部会・分科会機能の充実強化が求められており、引き続き、部会の育成に取り組みたいと考えています。

政策調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて

JRが発足して25年を経過しましたが、経営基盤の脆弱なJR四国をはじめとする三島・貨物会社は、効率化をはじめとする徹底した経営努力を重ねてきたにもかかわらず、厳しい経営状況に置かれ、依然、自立経営確保の見通しが立っていません。国鉄改革の目的は「地域を支える鉄道の再生」にあり、縮小再生産による延命策ではなく、鉄道の有効活用を通じて地域や経済の活性化への貢献こそがJRの社会的使命だと考えます。

JR四国労組は、諸課題の解決や政策の実現に向けて、JR連合をはじめ、JR連合国会議員懇談会及び、「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」並びに、「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」

との連携をさらに強化し、組織を挙げて取り組んでいくこととします。以下、具体的取り組みを行います。

(1) JR四国の経営安定化に向けた取り組みについて

JR連合は、JRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、昨年9月に「JRに関する中長期政策課題プロジェクトチーム」を結成しました。JR四国労組は、「三島・貨物経営安定化PT」及び「鉄道特性活性化PT」に引き続き委員として参加し、JR四国の経営安定化に向け取り組みを強化します。

(2) 高速道路料金施策への対応について

国土交通省が昨年2月17日に出した「今後の本四高速料金の基本方針」において、将来の本四高速の料金は、全国共通の水準とするを基本としたうえで、平成26年度より導入することを指すこととなりました。JR四国労組は本四高速料金の割引施策によって、競合する鉄道、フェリーへの影響が甚大であることから、適正な措置を求め、関係機関等に対し今後も迅速な対応を展開します。

(3) 交通重点政策実現に向けた取り組み

JR連合は、JRを

中心とする交通に関わる比較的短期の政策課題を「2013年交通重点政策」としてまとめ、要求実現に向けて取り組みを進めています。

JR四国労組も、JR四国が抱える様々な政策課題の解決に向け、JR連合と連携を密にし積極的に取り組んでいきます。

(4) ジェイアール四国バスにおける課題解決について

バス産業は、本年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えます。それを機に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民が安心して利用いただける魅力的なバス産業へと飛躍していかなければなりません。

JR四国労組は、ジェイアール四国バス組合員の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JR連合と連携をとりながら積極的に取り組むこととします。

(5) 交通基本法の制定に向けた取り組みについて

JR連合は、これまで「鉄道の特性を活かした持続可能な交通体系の形成」に向けて「交通基本法案」の成立へ精力的に取り組んできました。その必要性と考え方は今後も全く変わることはありません。

同法案は、昨年の臨時国会において廃案となりました。今後も総合交通政策の実現に向けて、交通労働協等との連携強化を図りつつ、まずは法案成立を期すとともに、実効性のある関連施策の実施や必要な法整備などを求めていきます。

2 調査活動の充実強化に向けて

激変する社会環境の変化に伴い、労働環境も大きく変わる中、幅広く組合員の意見集約を行う調査活動の充実・強化が求められています。

今年度も実施が予定されている、JR連合第20回貸金実態調査をはじめ、JR連合及び組合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

教育広報活動の取り組みについて

1 教育活動について

JR四国労組の運動は、安全の確立をはじめ多岐にわたります。教育活動の展開は、より一層力強い組織づくり、運動推進を図るうえで必要不可欠な取り組みであり、急激な世代交代期の今こそ、如何に組合員の参画意識を高めていくかが重要です。また、労働組合の原点である相互扶助

の精神で諸課題に立ち向かっていくとの認識に立ち、次世代を担う若手リーダーの育成及び各級機関役員のスキルアップを図るとともに、分会活動の活性化を目的に、次の3つを重点テーマとして、魅力ある教育活動に取り組んでいきます。

① 各級機関における人材の発掘・育成強化
② 支部・分会における実践教育の推進
③ JR四国労組運動の実践と継承

なお、今年度の教育活動は次の内容で計画することとし、具体的には8月に開催する教育担当者会議において決定します。

(1) 入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュユマンコース」
(2) 青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」
(3) 各級機関の新任役員を対象とした「ニューリーダーコース」
(4) 管理者組合員を対象とした「特設コース」(管理者セミナー)
(5) 支部三役等を対象とした「ステップアップコース」
(6) 青年女性会議主催の学習会活動に対する支援体制の充実・強化
(7) 支部・分会における教育活動の充実を図るためのバックアップ
(8) 新春セミナー等の開催

(9) JR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

2 広報活動について

広報活動については、JR四国労組運動を広く浸透させ、情報の共有化と組織の活性化を図る意味で重要な取り組みと位置づけ、引き続き、各種会議や行事の内容および各級機関の活動など、組合員と密着した記事に重点を置き、親しみやすい紙面づくりを行います。また「JR四国労組ニュース」や「自動車支部ニュース」もタイムリーでわかりやすい内容として発行します。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。
(1) 広報担当者会議での意見等を踏まえながら内容について検討し、さらなる充実を図ります。また、タイムリーな情報発信に努めるとともに、支部・分会における掲示板活用等の速やかな対応を要請してまいります。

(2) 「JR四国労組新聞」は、毎月1回を基本として発行するとともに、効率的な新聞紙面の作成を心がけ、経費削減に努めます。
(3) JR連合新聞等の各種関係情報を適宜配付し、情報の共有化に努めます。
(4) 団体交渉等の速報性が重要な情報は、「JR四国労組ニュース」及び「自動車支部ニュース」で適時周知

するとともに、各部署からの情報もタイムリーな発行を行います。

2 広報活動について

(5) JR四国労組ホームページの迅速な更新に努めるとともに、内容の充実にも努めます。
(6) JR連合機関誌「てるみに」の紙面づくりに参画します。
(7) 「旬刊ACCES」等の配布を行います。情報の共有化を図ります。

JR連合は、地域社会を支えるJRの社業の役割及び地域での位置づけや、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置づけ、関係団体と連携した活動に取り組んでいます。

JR四国労組としても、青年女性会議を中心とした「鉄道版交通安全教室」などのボランティア活動に取り組んでいくとともに、全組合員の誰もが参加できる活動として実施している「プルタブ回収」も継続して取り組んでいきます。

また、新たなボランティア活動を検討するなど、ボランティア活動の充実を図ります。

政治共闘活動の取り組みについて

(1) 政治関係について

JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」やJR連合国会議員懇談会、JR四国労組議員団会議、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合交通政策の実現や、具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

(2) 第23回参議院選挙の取り組みについて
JR連合は第23回参議院議員選挙に対して、政治対策委員会、執行委員会が対応を検討し、比例区での立候補予定者に対する推薦を決定しました。

私たちの制度政策要求を実現させるための政治活動は、「三島・貨物経営支援策」の取り組み等でも明らかのように大変重要であり、今後最終場面にに向けて「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」に加盟する議員の必勝は勿論のこと、各県協の推薦候補者当選に向け積極的な活動を展開します。

JR連合推薦比例区立候補予定者（JR四国労組）
・さだみつ 克之（民主党・新人）
・JP労組（組織内候補）
JR四国労組推薦選挙区立候補予定者
【徳島県協推薦候補者】
・中谷 智司（民主党・現職・徳島県）
JR四国労組国会議員連絡会所属
【高知県協推薦候補者】
・武内 則男（民主党・

現職・高知県）
JR四国労組国会議員連絡会所属

(3) JR四国労組議員団会議との連携強化について

現在、JR四国労組議員団会議に加盟する会員は3名です。今後、も連絡体制を密にし、政策課題の解決に向けて取り組みを強化します。

2 共闘関係について

(1) 連合・交通労働協
私たちは、今日まで連合四国ブロック・四国交通労働協の提唱する国民運動等、数多くの諸行動に積極的に参加し取り組んできました。

今年度も各県協と連携を図り、これらの活動を通じて地域社会への貢献と実績をさらに発展させ、友好産別との友情と連帯を深め、JR連合運動を地域に密着浸透させる取り組みを行います。

① 連合四国ブロック
具体的取り組み
ア 連合四国ブロックが提唱する会議、諸行動に積極的に参加します。
イ 連合の提唱する平和運動、連合「愛のキャンパー」等の国民運動に取り組みます。
ウ 連合の提唱する政策実現に向けて積極的に取り組みます。

② 四国交通労働協
ア JR連合、JR四国労組の提起する「鉄軌道部会・バス部会」の政策実現に向け

て四国運輸局要請行動等に積極的に参画します。

(2) JR連合四国地協

JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交通労協に対し、JR連合の窓口として地域・地区内の各産別組合員との連携と交流、団結を強化し、JR連合運動への理解と協力及び組合員間の信頼を高めることに努め、加盟産別等の連帯と地域労働運動の活性化を目指します。

① JR連合四国地協定期委員会および各種集会の充実を図ります。

② 加盟単組間の融合和を図り、組織強化および組織拡大に取り組みます。

③ 連合・交通労協の運動に積極的に参加し、JR連合運動の発展を目指します。

④ 2014春季生活闘争に向けて、組織部と連携し春闘討論集会を開催します。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
JR四国連合の役割は、そこに結集する組合員の生活と雇用の安定、各社の健全な発展と魅力ある職場づくり、働く労働者・組合員の労働条件と社会的地位

の向上を目指すことにあります。その目的達成に向け、「JR連合グループ労組連絡会」や「グループ労組対策プロジェクト」の中で議論を通じ、真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から、今後の活動を展開します。

また、JR四国連合内におけるグループ労組の支援体制強化に向け、各種協議のあり方等についても検討します。

(4) 「四国再発見」増収キャンペーン等の取り組みについて
組合員の雇用と労働条件の維持改善を図るため、事業計画の目標値（JR四国・鉄道運輸収入226億円、ジェイアール四国バス・営業収益38億6千1百万円）必達に向け、今年度も「四国再発見」増収キャンペーン等に取り組む、全組合員の最大限の奮闘を要請します。

具体的には、JR四国労組「サークル協議会運営委員会」において、本部主催の行事・運営方法等について議論を行い、有意義な活動となるよう検討を行います。

(1) サークル協議会運営委員会を8月に開催します。

(2) 県協・支部・分会等の機関決議による主催行事参加の組合員・準組合員には、1人500円の補助を行い、それぞれ独自性のあるサークル活動を支援していきます。

(3) 組合員の参加意識の高揚を図るため、「サークルだより」を適時発行します。

「各種任意共済」への加入率アップ、各種共済の契約拡大に取り組みます。

(2) 新規採用者の「総合共済」「2セツト共済（生命+交通災害）」の全員加入に取り組みます。

(3) 「JR四国労組退職者連絡会」と連携し、交通共済継続加入拡大に取り組めます。

2 JR四国労組独自の共済の取り組みについて
「乗務員共済」の加入促進及び健全運営に努めます。

3 JR連合及び関係各団体共済制度への取り組みについて
(1) 「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。

(2) ㈱落合総合保険事務所の取り扱うアメリカンファミリー「がん保険+特約MAX」の加入促進に努めます。

(3) JR四国労組セツト共済（全労済）の更新に向けた取り組みを行います。

(4) 「長期家族サポート共済」の更新に向けた取り組みを行います。

4 その他
JR四国労働組合館の健全な運営と管理に努めます。

国内外労働者との連帯活動について
国内外労働者との交

流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、今年度も連合・交通労協・ITF等の主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加

するとともに、国内においても、必要により単組間交流をはじめ、地域社会活動等に取り組むこととします。

第9回・第10回 本部執行委員会開催

第9回本部執行委員会



【部会】
・営業部会拡大常任委員会
（青女）
・支部対抗軟式野球大会
（JR連合）
・貸金専門委員会
・政策PT
・組織戦略会議
・政策委員会・院内集会
・男女平等参画推進委員会
・議員フォーラム
・安全対策会議

【議事】
①第32回定期大会
・大会までのスケジュール
・特別代議員及び傍聴者等の取扱いについて
・本部委員及び統制委員の選出について
・役割分担について
・その他

②平成24年度決算概況について
③安全・事故防止に関する付議について
④平成25年度の夏季手当・夏季賞与の要求について

⑤JR連合「第22回定期大会」の代議員及び傍聴者の取扱いについて
⑥JR連合「青年・女性委員会第18回ユースラリー2013 in 関東」の開催について
⑦連合「2013年各種平和集会」への参加要請について

⑧当面するスケジュールについて
⑨その他
・JR四国労組議員団会議第22回総会の開催について
・第3回組織財政専門委員会の開催について
・次期（第10回）執行委員会の開催について
・その他

【経過報告】
（組織）
・組織の強化拡大（経営協議会）
・平成24年度決算（JR四国・ジェイアール四国バス）
（選管）
・代議員選挙日程及び代議員定数について
（職場対話）
・高知、徳島、香川及び本社支部

【経過報告】
（組織）
・組織の強化拡大（経営協議会）
・安全・事故防止、平成25年度諸施策（JR四国）
・安全・事故防止（ジェイアール四国バス）
（団体交渉）
・平成25年度夏季手当・夏季賞与（JR四国・ジェイアール四国バス）
（教育）
・ユニオンスクール「特設コース」
（財政）
・部外及び部内監査
（共闘）
・交通労協第19回交通運輸政策研究集会
（部会）
・工務部会常任委員会
（青女）
・ボランティア活動

【経過報告】
（組織）
・組織の強化拡大（経営協議会）
・安全・事故防止、平成25年度諸施策（JR四国）
・安全・事故防止（ジェイアール四国バス）
（団体交渉）
・平成25年度夏季手当・夏季賞与（JR四国・ジェイアール四国バス）
（教育）
・ユニオンスクール「特設コース」
（財政）
・部外及び部内監査
（共闘）
・交通労協第19回交通運輸政策研究集会
（部会）
・工務部会常任委員会
（青女）
・ボランティア活動

【経過報告】
（組織）
・組織の強化拡大（経営協議会）
・安全・事故防止、平成25年度諸施策（JR四国）
・安全・事故防止（ジェイアール四国バス）
（団体交渉）
・平成25年度夏季手当・夏季賞与（JR四国・ジェイアール四国バス）
（教育）
・ユニオンスクール「特設コース」
（財政）
・部外及び部内監査
（共闘）
・交通労協第19回交通運輸政策研究集会
（部会）
・工務部会常任委員会
（青女）
・ボランティア活動

として、月1回開催とし、具体的活動については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

「鉄道版交通安全教室」
JR連合「ユースラリー」
（JR連合）
・グループPT・幹事会
・政策PT

【議事】
①平成24年度決算における剰余金の処理について
②平成25年度の財政方針について
③第32回定期大会・議案書（案）について
・役割分担について
・細部の取り扱いについて
・諸規則の一部改正について
④総合労働協約改訂に関する要求項目の集約について
⑤ダイヤ改正に伴う経営協議会への付議事項について
⑥JR連合「第22回定期大会」について
⑦当面するスケジュールについて
⑧その他

【議事】
①平成24年度決算における剰余金の処理について
②平成25年度の財政方針について
③第32回定期大会・議案書（案）について
・役割分担について
・細部の取り扱いについて
・諸規則の一部改正について
④総合労働協約改訂に関する要求項目の集約について
⑤ダイヤ改正に伴う経営協議会への付議事項について
⑥JR連合「第22回定期大会」について
⑦当面するスケジュールについて
⑧その他